

## 県共済の生命共済制度

# ほほえみ共済



兵庫県共済協同組合

## ◆保障内容および月額共済掛金◆

### ■保障内容

	保障内容	I型	II型	III型	IV型	V型
1	不慮の事故による死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害共済金 + (災害死亡・災害高度障害共済金)	200万円 (100万円)	400万円 (200万円)	600万円 (300万円)	800万円 (400万円)	1000万円 (500万円)
2	疾病による死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害共済金	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
3	不慮の事故により障害状態になられたとき 後遺障害共済金	程度により 70～ 10万円	程度により 140～ 20万円	程度により 210～ 30万円	程度により 280～ 40万円	程度により 350～ 50万円
4	不慮の事故により5日以上入院されたとき (90日限度) 災害入院共済金	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円	1日につき 5,000円
5	疾病により継続して8日以上入院されたとき (共済期間中1回限り) 疾病入院共済金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
6	契約満了日までご加入いただいたとき 健康満了祝金	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円	100,000円

(注) 1. 上記1は、共済期間中に効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡・高度障害状態※となられたとき、または共済期間中に所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。

2. 上記2は、共済期間中に疾病により死亡されたとき、または効力発生日以後の疾病により、共済期間中に高度障害状態※となられたときにお支払いします。

3. 上記3は、共済期間中に効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に「後遺障害共済金給付割合表」(P.3)第2級～第6級に該当されたときにお支払いします。

4. 上記4は、共済期間中に効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に日本国内の病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に5日以上入院されたときにお支払いします。なお、災害入院共済金のお支払いは同一の不慮の事故については90日、全加入期間通算で700日が限度となります。

5. 上記5は、共済期間中に効力発生日以後の疾病により、共済期間中に日本国内の病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に8日以上入院されたときにお支払いします。なお、疾病入院共済金のお支払いは共済期間中において1回が限度となります。

6. 上記6は、契約満了日(満75歳を経過して初めて迎える満期日)までご加入いただいたときにお支払いします。

7. ご加入は、被共済者(加入者)ごとに1タイプのみとします。

※ 高度障害状態とは、「後遺障害共済金給付割合表」(P.3)第1級に該当されたときのことをいいます。

### ■月額共済掛金

(単位：円)

共済年齢	性別	I型	II型	III型	IV型	V型
15歳～45歳	男	623	1,244	1,867	2,489	3,111
	女	579	1,158	1,739	2,316	2,895
46歳～50歳	男	787	1,573	2,360	3,146	3,934
	女	681	1,363	2,044	2,725	3,408
51歳～55歳	男	945	1,891	2,837	3,782	4,728
	女	766	1,532	2,296	3,061	3,827
56歳～60歳	男	1,249	2,498	3,747	4,996	6,244
	女	882	1,765	2,646	3,528	4,410
61歳～65歳	男	1,654	3,309	4,963	6,618	8,272
	女	1,073	2,144	3,218	4,290	5,364
66歳～70歳	男	2,332	4,664	6,997	9,329	11,661
	女	1,471	2,942	4,414	5,885	7,358
71歳～74歳	男	※ 3,420	※ 6,840	※ 10,260	※ 13,680	※ 17,100
	女	※ 2,064	※ 4,129	※ 6,194	※ 8,259	※ 10,324

(注) 1. 加入日(効力発生日。更新契約は4月1日)における満年齢に対応する共済掛金が、新規加入(更新)時の共済掛金となります。

2. 上表中、※印のある欄の共済掛金は更新用の共済掛金となります。

3. 共済掛金は更新時に変更する場合があります。この月額共済掛金表は将来の共済掛金を定めるものではありません。

## ◆ご加入に際してのご案内◆

### ご加入いただける方および条件

- 県共済の組合員である兵庫県内で事業を営む中小企業の事業主・役員・従業員（家族従業員を含む）
- タイプごとに加入いただける年齢は、次のとおりです。

タイプ	新規	更新
I、II、III型	満15歳～満70歳	満16歳～満74歳
N、V型	満15歳～満60歳	満16歳～満74歳

(年齢は加入日（効力発生日。更新契約は4月1日）における満年齢)

契約満了日はタイプを問わず、満75歳を経過して初めて迎える満期日（3月31日）となります。

- 新規にご加入いただける方は、申込日（告知日）現在、県共済が告知を求める質問事項に対し、すべて「いいえ」とお答えいただいた方に限ります。加入申込書兼告知書の被共済者の告知事項欄にて正しく告知を行ってください。

- 被共済者（加入者）ごとに1タイプのみご加入いただけます。また、共済期間の途中および更新時におけるタイプ変更はできませんのでご注意ください。

### 共済期間

共済期間は1年間（毎年4月1日～翌年の3月31日）です。

新規にご加入いただく場合、共済期間の途中でもご加入いただけますが、その場合の共済期間は加入日（効力発生日）から共済期間の末日までとなります。その後は特に申し出のない限り、毎年自動的に更新して継続します。

### 効力発生日（加入日）

毎月10日までにお申し込みの場合 翌月1日

毎月11日～末日までにお申し込みの場合 翌々月1日

※初回共済掛金の口座振替ができない場合は、ご契約が無効となり効力が発生しません。

### 被共済者（加入者）の同意確認

ご加入時には、被共済者（加入者）が共済金等の受取人を含めて制度内容について了解し、共済制度への加入に同意することが必要です。お申し込みの際は、被共済者の記名・捺印のある加入申込書をご提出いただきます。

### 共済掛金の払い込みについて

共済掛金は、毎月、取扱金融機関ごとに定める振替日（23日または26日。その日が休業日の場合は翌営業日）に、加入者が指定する口座からの自動振替によりお支払いください。

※初回共済掛金は、2ヶ月分をお振替いたします。また、初回共済掛金の口座振替ができない場合は、ご契約が無効となり効力が発生しません。

※共済期間中に共済掛金の口座振替ができない場合は、翌月に2ヶ月分をお振替いたします。口座振替ができず共済掛金の払い込みがなかつた場合、最後に払い込まれた共済掛金の返答月の月末をもって自動脱退扱いとなり、それ以降の保障はなくなります。

### 共済契約証書の発行

ご契約いただいた場合、共済契約証書を発行します。

### 共済金等の受取人・請求

共済金等の受取人は、加入申込書の共済金受取人欄の中から被共済者（加入者）の同意を得て指定された方とします。共済期間中に被共済者が死亡された場合は、遺族の了知を得てご請求の手続きを行ってください。また、それ以外の請求事由に該当された場合は、被共済者の了知を得てご請求ください。

### 脱退について

この共済制度は任意で脱退することができます。その際は、すみやかに代理所または県共済までご連絡ください。また、この共済制度には中途脱退による払戻金はありません。

### 共済金等をお支払いできない主な場合について

次の場合、免責または解除となり共済金等はお支払いできません。なお、主な場合を記載しておりますので、詳しくは普通共済約款によりご確認ください。

- 被共済者（加入者）が加入日から1年内に自殺したとき（死亡・災害死亡共済金、高度障害・災害高度障害共済金の場合）
- 共済契約者、被共済者および共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被共済者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるときまたは被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 戦争その他の変乱または地震、噴火、津波によるとき

### 共済掛金の経理処理について

共済掛金は損金または必要経費に算入できます。

●法人が役員・従業員のために負担した共済掛金は、全額損金に算入できます。

●個人事業主が従業員のために負担した共済掛金は、全額必要経費に算入できます。

※ごの税務取扱は現在の税制に基づくものであり、将来、その取扱が変更になることがあります。

## ◆後遺障害共済金給付割合表◆

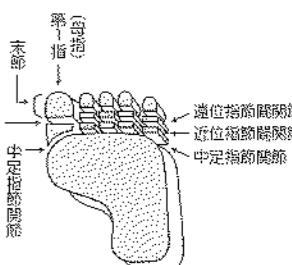
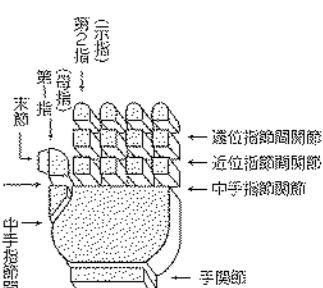
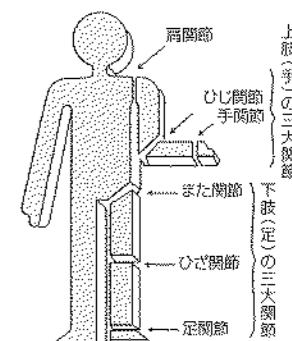
等級	身体障害	給付割合
第1級 (高度障害)	①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	①1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ②10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ③1肢に第3級の2から4までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の2から4までまたは第4級の4から8までのいずれかの身体障害を生じたもの ④両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	①1眼の視力を全く永久に失ったもの ②1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ③1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ④1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの ⑤10足指を失ったもの ⑥脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	①両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの ②言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの ④1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ⑤1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ⑥1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの ⑦1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの ⑧1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの ⑨10足指の用を全く永久に失ったもの ⑩1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	①1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ②1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ③1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの ④1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの ⑤1足の5足指の用を全く永久に失ったもの ⑥両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの ⑦1耳の聴力を全く永久に失ったもの ⑧鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの ⑨脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	①1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ②1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ③1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの ④1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの ⑤1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの ⑥1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの ⑦1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

- 上表中の給付割合は、各タイプごとの災害死亡共済金に対する割合となります。
- この制度のすべての給付は、他の傷害保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われますが、本表以外の障害状態等については給付はありません。
- 後遺障害共済金は同一事故について災害死亡共済金を限度とし、かつ、同一共済期間について災害死亡共済金を限度とします。また、災害死亡共済金のお支払いの際は、同一事故に関してすでに支払った後遺障害共済金があるときは差し引きます。

この共済制度がご意向に沿った内容かご確認ください。  
お申し込みいただく際には、本資料をよくご覧いただき、記載の保障内容・共済金額（ご契約金額）・共済掛金等がご契約者様の意向に沿った内容か必ずご確認ください。

本資料は「ほほえみ共済」の概要を説明したもので、詳しくは普通共済約款によりご確認ください。ご契約内容等ご不明な点がございましたら、代理所または県共済までお問い合わせください。

〈身体部位の名称図〉



# ◆ほほえみ共済 重要事項説明書◆

## 〈契約概要・注意喚起情報〉

この重要事項説明書は、ほほえみ共済の契約内容について特にご確認いただきたい事項（契約概要）と、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項（注意喚起情報）を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いします。注意喚起情報の「共済金等をお支払いできない主な場合について」などご契約者様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要なです。また、既契約の解約などを前提として新たにご契約をされる場合、ご契約者様に不利益となる可能性がありますので十分にご検討ください。この重要事項説明書は、ほほえみ共済の主なご契約内容について記載していますが、全ての内容について記載しているものではありません。具体的な制度内容についてはP.1～3により、また、詳細については普通共済約款によりご確認いただき、ご不明な点がございましたら、代理所または県共済までお問い合わせください。

### 契約概要

#### 共済制度の名称

ほほえみ共済

#### 共済制度の仕組みと共済期間について

県共済の組合員である兵庫県内で事業を営む中小企業の事業主・役員・従業員の死亡などの保障を確保するための共済制度です。共済期間は、毎年この共済制度の始期日である4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。更新の際に特段のお申し出がない場合、自動更新となり更新限度（更新日現在の満年齢が74歳）まで更新することができます。

※年度途中でご加入の場合の共済期間は、加入日（効力発生日）から年度末までとなります。

新規 契約	更新 契約①	更新 契約②	▶▶▶	更新 契約③
4/1 3/31 加入 満期	4/1 3/31 更新 満期	4/1 3/31 更新 満期	4/1 3/31 (74歳の)更新 満了	

新規加入時の加入日（効力発生日）が4月1日の場合

#### 共済金等をお支払いする主な場合について

死 亡 共 済 金 ※	共済期間中に被共済者が加入日以後に生じた不慮の事故による傷害または疾病により死亡されたとき
災 害 死 亡 共 済 金 ※	共済期間中に被共済者が加入日以後に生じた不慮の事故による傷害により死亡されたとき
高 度 障 害 共 済 金 ※	共済期間中に被共済者が加入日以後に生じた不慮の事故による傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき
災 害 高 度 障 害 共 済 金 ※	共済期間中に被共済者が加入日以後に生じた不慮の事故による傷害により所定の高度障害状態になられたとき
後 遺 障 害 共 済 金	共済期間中に被共済者が加入日以後に生じた不慮の事故による傷害により所定の障害状態になられたとき
災 害 入 院 共 済 金	共済期間中に被共済者が加入日以後に生じた不慮の事故による傷害により5日以上入院されたとき
疾 病 入 院 共 済 金	共済期間中に被共済者が加入日以後に生じた疾病により8日以上入院されたとき
健 康 滿 了 祝 金	契約満了日までご加入いただいたとき

※死亡・災害死亡共済金または高度障害・災害高度障害共済金が支払われた場合、その保障は消滅します。死亡共済金と高度障害共済金、災害死亡共済金と災害高度障害共済金はそれぞれ重複してお支払いしません。詳しい保障内容は、P.1または普通共済約款によりご確認ください。

県共済へのお問い合わせ、ご相談・苦情は

兵庫県共済協同組合

TEL 0120-655-666 (フリーダイヤル)

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28  
受付時間 9:00～17:00 (月～金)  
(祝日および12月29日～1月4日を除く)

苦情などのお申し出につきましては、県共済が対応いたしますが、解決がつかない場合は、兵庫県弁護士会へご相談いただくこともできます。

兵庫県弁護士会 紛争解決センター

TEL 078-341-8227  
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3  
神戸クリスタルタワー13階  
受付時間 9:00～17:00 (月～金)  
(祝日および12月29日～1月4日を除く)

### 注意喚起情報

#### お申し込みの撤回（クーリングオフ）について

この共済制度は共済期間が1年間であるため、クーリングオフの適用はありません。

#### 告知義務について

- 告知は、県共済が共済制度の公正かつ健全な運営を行なうために、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。ご加入いただくにあたっては、申込書記載の告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。告知いただいた内容が事実と異なる場合は、契約が解除されたり、共済金等の支払いを受けられないことがあります。
- 県共済または代理所の役職員には告知受領権がありませんので、お申し込み等の際、口頭でお話されただけでは告知をしていただけません。必ず被共済者ご自身が告知事項を確認のうえ、お申し込みください。
- 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、共済金等をお支払いできないことがあります。（告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約の取消しがなることがあります。）

#### 共済金等をお支払いできない主な場合について

次のような場合には共済金等をお支払いできないことがあります。なお、主な場合を記載しておりますので、詳しくはP.2または普通共済約款によりご確認ください。

- 免責事由に該当する場合
  - 加入日（効力発生日）から1年以内の被共済者の自殺
  - 共済契約者・被共済者・共済金受取人の故意
  - 戦争その他の変乱
- 加入日（効力発生日）前の疾病・不慮の事故を原因とする場合
- 告知義務違反の場合
  - 契約者または被共済者から告知していただいた内容が事実と相違し、共済契約が告知義務違反により解除された場合
- 詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合
  - 契約者または被共済者による詐欺の行為により共済契約が取消しになった場合
  - 契約者または被共済者による共済金等の不法取得目的があつて、共済契約が無効とされた場合
- 重大事由解除の場合
  - 契約者、被共済者または共済金受取人が共済金等を詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由に該当し、共済契約が解除された場合

### お客様に関する情報（個人情報）の取扱いについて

#### 1. お客様に関する情報の利用目的について

この共済契約のお申し込みまたは共済金等のご請求に際して、お客様よりご提供いただいた情報について、共済制度の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- 共済契約の引受け、共済金等の支払その他県共済の共済契約の履行および付帯サービスの提供
- 共済事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）
- 県共済の各種共済事業ならびに各種共済事業に付帯する事業、協力関係にある中小企業関係団体の共済制度、各種サービスおよび提携先の商品・各種サービスの案内・提供

#### 2. お客様に関する情報の第三者提供について

この共済契約のお申し込みまたは共済金等のご請求に際して、お客様よりご提供いただいた情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。

- 上記1.に定める利用目的の範囲内において、協力関係にある中小企業関係団体等と共同利用する場合

### お問い合わせは

#### 責任開始期（効力発生日）について

ご提出された加入申込書兼告知書に基づき、県共済がご加入を承諾した場合に、県共済は加入日（効力発生日）からご契約上の責任を負います。眞性的な加入日はP.2によりご確認ください。なお、初回共済掛金の払込みがない場合は、ご契約が無効となり効力が発生しませんのでご注意ください。県共済または代理所の役職員には共済制度への加入を決定し、その責任を開始させるような代理権はありません。

#### 共済掛金の払い込みについて

共済掛金の払い込みは、毎月、県共済が指定する取扱金融機関ごとに定める振替日に、加入者が指定する口座からの自動振替によりお支払いください。詳しくはP.2によりご確認ください。また、共済掛金の払い込みがなかった場合、最後に払い込まれた共済掛金の応答月の月末をもって自動脱退扱いとなり、それ以降の保障はなくなります。詳しくはP.2によりご確認ください。

#### 返戻金について

この共済制度には加入者の中途脱退による払戻金はありません。

#### 共済金のお支払いについて

お支払事由が発生する事象、共済金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本資料に記載しておりますのでご確認ください。

共済金のお支払事由が生じた場合、すみやかに代理所または県共済までご連絡ください。  
お支払事由が生じた日からその日を含めて3年を経過したときは、時効となり共済金等のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。  
また、共済金のお支払事由が生じた場合、ご契約の内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますので、十分ご確認ください。

#### 共済金の削減、共済掛金の追徴について

引受共済組合に業務または財産の状況の変化により損失金が生じ、その損失を繰越剰余金・諸積立金等により補てんすることができない場合、総代会における議決を経て、共済金の削減および共済掛金の追徴を行なうことがあります。

- 共済契約の適正な引受け、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止するため、生命保険会社等の間ににおいて、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合
- 再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合
- 共済金の適性かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供する場合

#### 3. 機微（センシティブ）情報の取扱いについて

お客様に関する情報のうち、保健医療等の特別の非公開情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に利用目的を限定して取扱います。

県共済のお客様に関する情報（個人情報）の取扱いについての詳細は、県共済ホームページ（www.ken-kyosai.or.jp）をご覧いただぐく、県共済までお問い合わせください。

**兵庫県共済協同組合**  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28  
TEL.078-361-8080 FAX.078-371-6757  
ホームページアドレス www.ken-kyosai.or.jp